

## よくある質問

Q.妊婦支援給付金は誰が申請できますか。

A.妊娠している・妊娠していた方（妊産婦）が申請できます。

Q.振込先の口座は、妊産婦本人の口座に限られますか。

A.はい。妊婦支援給付金のため、妊産婦本人の口座となります。旧姓のまま等、個別の事情で名義が異なる場合は、申請時にご相談ください。

Q.転出・転入します。手続きは必要ですか。

A.原則、申請日時点で住民票のある自治体で手続きを行う事となります。ただし、妊娠中に妊婦が小野市に転入する場合には、「妊婦給付認定申請」の手続きが必要となります。手続きには、【妊婦名義の口座・妊婦の身分証明書・母子健康手帳の表紙】のコピーが必要です。

Q.流産しました。給付金はもらえますか。

A.はい。「妊婦支援給付金」は令和7年4月1日施行のため、同日以降に流産・死産・人工妊娠中絶等された場合で胎児の心拍が医療機関等で確認されていれば、（1回目）（2回目）どちらも支給対象です。

※異所性妊娠は支給の対象になりません。

※妊娠届を提出前の場合は、医療機関等の診断書の提出が必要です。

Q.給付金の申請を忘れていました。時効はいつまでですか。

A.（1回目）医療機関で胎児心拍が確認された日から起算し2年までです。

（2回目）出産予定日8週間前から起算し2年までです。出産予定日8週間前より前に出産された場合、出産日から起算し2年までです。流産・死産・人工妊娠中絶等された場合、それが医療機関等において確認された日から起算し2年までです。

Q.双子を妊娠しました。支給金額は何円になりますか。

A.（1回目）5万円、（2回目）5万円×妊娠した胎児の数 を支給します。